

## 「テレワーク導入プラン」掲載商品の一部削除について

テレワーク導入プランに登録されている商品の一部を削除いたします。

なお、対象商品について、削除された後も、削除前にあらかじめ「導入予定機器等一覧表」を出力していた場合は、「はじめてテレワーク」への申請は可能です。「はじめてテレワーク」への申請を検討されている企業様はご注意ください。

### 1. 商品 No. の削除について

複数の No. で登録されている商品について、一部の No. を削除いたします。同じ商品が別の番号でも登録されておりますので、削除後も引き続き同じ商品を選択できます。

商品名称	商品サービス一覧登録 No.	同商品の別番号での登録 No.
Zoom	320、321	43、46、98、205、423、424
勤革時	322	51、83、204
RemoteView	323	49、79、448

※全て「商品・サービス一覧」に掲載している商品（「選択パッケージ」により選ぶことができる商品）です。「定型パッケージ」に変更はありません。

### 2. 削除予定日

令和2年10月23日

#### 【問い合わせ先】

- 削除対象商品のはじめてテレワーク申請等に関するお問合せ  
産業労働局雇用就業部労働環境課事業調整担当 石原・井上 電話：03-5320-4657
- テレワーク導入プラン登録商品の変更・削除に関するお問合せ  
テレワーク導入プラン事務局 [opamuk@japan-telework.or.jp](mailto:opamuk@japan-telework.or.jp)